

鳥取市補助金カルテ

NO.	063	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市鳥取県民生児童委員協議会補助金				
概要	鳥取県民生児童委員協議会の活動費補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H30	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	民生委員事業費					
R7予算	1,674千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取県民生児童委員協議会 516人×2,450円 民生児童委員大会参加旅費・負担金 410千円 ・全国			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	1,446
				R5	0	1,096
				R4	0	1,135
				R3	0	988
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取県民生児童委員協議会
交付要件	鳥取県民生児童委員協議会
対象経費	県民児協の役員等の各種大会、研究協議会等への出席、研修会及び大会の開催、調査研究の実施、民生委員・児童委員の活動資料の収集・作成及び配布等
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				3
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 財源の多くは市と県からの補助金で事業をしているため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	064	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市民生児童委員協議会補助金				
概要	鳥取市民生児童委員協議会の活動費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	鳥取市民生委員協議会補助金					
R7予算	21,475千円					
R7予算 積算根拠	・地区定額 41地区×2,600円×12月 ・委員 516人×3,100円×12月 ・事務費 1,000千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	0	21,475
				R5	0	21,475
				R4	0	21,474
				R3	0	19,464
補助率・補助額	地区月額2,600円, 委員月額3,100円, 事務費年額			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市民生児童委員協議会
交付要件	鳥取市民生児童委員協議会
対象経費	民生委員・児童委員の活動に要する経費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	68.9%	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	有	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	2
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 自主財源に乏しく、市の補助がなければ安定した運営ができないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	065	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市社会福祉協議会運営費補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会の運営費補助。				
補助金区分	団体運営費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	R2	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	鳥取市社会福祉協議会補助金					
R7予算	185,784千円					
R7予算 積算根拠	社会福祉事業の運営に要する人件費 185,784千円×10/10			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	1	165,023
				R5	1	163,115
				R4	1	163,644
				R3	1	173,212
補助率・補助額	45940			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会				
交付要件	鳥取市社会福祉協議会が行う社会福祉事業の運営に要する人件費（他の補助金、委託費等の対象とされる者の人件費は除く）				
対象経費	人件費				
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。				
実績確認	実績報告書に添付の年間勤務実績により確認する。				

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	○	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	11.3%	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	○
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	15

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、運営に係る補助が必要なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	066	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	社会福祉団体事業補助金				
概要	社会福祉団体が更生保護活動や奉仕活動として行う事業の経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H13	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	更生保護団体補助金					
R7予算	626千円					
R7予算 積算根拠	・鳥取保護区保護司会 対象経費 6,066千円(事業費)－5,506千円(市補助金以外の収入等) ・鳥取県更生保護給産会 対象経費 62千円(事業費)－37千円(市補助金以外の収入等) ・鳥取県保護観察協会 対象経費 849千円(事業費)－806千円(市補助金以外の収入等)			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	3	626
				R5	3	626
				R4	4	10,625
				R3	3	625
補助率・補助額	10分の10			上限額	設定なし	
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取保護区保護司会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県更生保護観察協会
交付要件	鳥取保護区保護司会、鳥取県更生保護給産会、鳥取県保護観察協会が実施する事業。
対象経費	申請者が行う事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	×
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 各団体は自主財源に乏しく、自治体からの補助がなければその社会的な役割を十分に果たすことができないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助率が1/2以上である、上限額の設定がない。特定団体への同額交付が複数年続いている。

鳥取市補助金カルテ

NO.	067	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	今後見直しが必要	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	ふれあいのまちづくり事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が行う各種相談事業や小地域ネットワーク事業等に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名	ふれあいのまちづくり事業費						
R 7 予算	1,480千円			過去実績	件数	決算額 (千円)	
R 7 予算 積算根拠	各種相談事業 1,480千円×10/10			R 6 (見込)	0	1,165	
				R 5	0	1,266	
				R 4	0	1,164	
				R 3	0	1,205	
				補助率・補助額			10分の10
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市社会福祉協議会
交付要件	鳥取市社会福祉協議会が行うふれあいのまちづくり事業
対象経費	各種相談事業、小地域ネットワーク事業に係る費用
精算方法	交付決定の年度内に、補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	○	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	×
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	×
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				4
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 社会福祉法に基づき設置される本会の事業は収益性に乏しく、補助がなければ事業の実施が困難なため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	今後見直しが必要
意見	補助対象経費に人件費が含まれている。補助率が1/2以上であり、上限額の設定がない。

鳥取市補助金カルテ

NO.	068	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市地域福祉基金事業補助金				
概要	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が各地区で行う福祉活動コーディネータの設置に係る経費の補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H31	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費	
歳出事業名	地域福祉基金事業助成費					
R7予算	920千円					
R7予算 積算根拠	福祉活動コーディネーター設置事業 ・ コーディネータ 設置 6地区×150千円(継続) ・ 事務費 20千円			過去実績	件数	決算額 (千円)
				R6 (見込)	6	920
				R5	5	770
				R4	6	859
				R3	6	869
補助率・補助額	新規200千円、継続150千円			上限額	設定なし	
特定財源	その他(地方債、諸収入等)					

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会が実施する地域・福祉活動コーディネーター設置事業。
対象経費	報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金(内部留保資金)はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	×
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない(過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない)	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している(市民に対して事業の目的や内容を広く公開している)	○
			不適合の数	3
			評価対象項目数	14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	069	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	鳥取市災害時における支え愛地域づくり推進事業補助金				
概要	町内会等で取り組まれる災害時の要援護者避難体制や平常時の見守り体制の構築に要する経費を補助。				
補助金区分	その他の事業費補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H29	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費															
歳出事業名	わが町支え愛活動支援事業補助金																			
R7予算	150千円																			
R7予算 積算根拠	・促進事業 2団体×25千円(上限額) ・ステップアップ 2団体×50千円(上限額)				<table><tr><th>過去実績</th><th>件数</th><th>決算額 (千円)</th></tr><tr><td>R6 (見込)</td><td>0</td><td>0</td></tr><tr><td>R5</td><td>1</td><td>50</td></tr><tr><td>R4</td><td>4</td><td>100</td></tr><tr><td>R3</td><td>0</td><td>0</td></tr></table>	過去実績	件数	決算額 (千円)	R6 (見込)	0	0	R5	1	50	R4	4	100	R3	0	0
過去実績	件数	決算額 (千円)																		
R6 (見込)	0	0																		
R5	1	50																		
R4	4	100																		
R3	0	0																		
補助率・補助額	10分の10				上限額 50千円															
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)																			

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	鳥取市社会福祉協議会
交付要件	社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会
対象経費	事業の実施に必要な報償費、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費）、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、使用料及び賃借料、備品購入費
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況 ○ 補助対象経費に含まれる費用

団体運営費補助	非該当	人件費	-	積立金	-
運営費に占める 補助金の割合	-	交際費	-	出資金	-
繰越金の有無	-	慶弔費	-	貸付金	-
		飲食費	-	寄附金	-
		懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
意見	-

鳥取市補助金カルテ

NO.	070	担当課	地域福祉課	外線	0857-30-8202
適合性判定	適切	予算措置	令和7年度 当初予算		
補助金名	県民総合福祉大会補助金				
概要	県民の誰もが心豊かに暮らせる福祉社会を確立することを目的として開催される県民総合福祉大会の実施に要する経費の補助。				
補助金区分	イベント・行事等に関する補助				
根拠法令	第11次鳥取市総合計画（施策1403）地域福祉の推進				
創設年度	H19	終期	終期設定なし		

○ 予算科目、財源、補助金の推移

款	民生費	項	社会福祉費	目	社会福祉総務費		
歳出事業名	社会福祉大会事業費						
R 7 予算	100千円						
R 7 予算 積算根拠	県民総合福祉大会実行委員会 100千円 ※県内3市持ち回り開催。			過去実績	件数	決算額 (千円)	
				R 6 (見込)	0	0	
				R 5	0	0	
				R 4	1	63	
				R 3	0	0	
補助率・補助額		10分の10		上限額	100千円		
特定財源	なし(一般財源、基金繰入のみ)						

○ 補助金交付対象、要件、方法

交付先	県民総合福祉大会実行委員会
交付要件	鳥取市で開催される場合の実施に係る経費。
対象経費	申請者が行う事業に要する経費。
精算方法	交付決定の年度内に補助額を確定し、精算する。
実績確認	実績報告書に添付の領収書や事業内容が判別できる資料等で確認する。

○ 団体運営補助の状況

団体運営費補助	非該当
運営費に占める 補助金の割合	-
繰越金の有無	-

○ 補助対象経費に含まれる費用

人件費	-	積立金	-
交際費	-	出資金	-
慶弔費	-	貸付金	-
飲食費	-	寄附金	-
懇親会費	-	他団体助成金	-

○ 適合性チェック（適正化評価）

※団体運営費補助ではない

	適正化の視点	番号	基準	判定
法規性	事務が法令等に従って適法に行われているかどうか。	01-01	根拠となる「計画」や「法令」がある	○
		01-02	補助金交付要綱等を設けている	○
3 E	〔経済性〕 事務が経済的に行われ無駄がないか。	02-01	交付先団体には補助金額を超える恒常的な資金（内部留保資金）はない ※団体運営費補助の場合のみ判定	-
		02-02	補助金の精算は交付年度と同一年度に行っている	○
		02-03	実績報告に事業費を証する領収書等が添付されている	○
		02-04	原則として補助対象外とすべき経費（人件費、交際費等）に補助金を交付していない	○
	〔効率性〕 事務が効率的に行われ生産性が高いか。	02-05	補助率は1/2以下である ※該当する場合、02-06と02-07は判定不要	×
		02-06	補助率が1/2を超える合理的な理由がある	○
		02-07	補助率は1/2を超えているが、上限額を設定している	○
	〔有効性〕 所期の目的を達成し効果を上げているか。	02-08	終期設定がある	×
		02-09	効果目標の設定がある	○
公益性	対象事業に公益上の必要性はあるか。	03-01	特定の者の利益となっていない	○
公平性	〔公平性〕 事務執行が公平になされているか。	04-01	補助金の交付額は長期間固定化していない（過去3年のうち、2回以上同額交付とはならない）	○
		04-02	交付団体の事務局委任を受けていない（市担当課が事務局を担っていない）	○
	〔透明性〕 市民に対して事業の目的や内容について広く公開しているか。	04-03	検証結果を公開している（市民に対して事業の目的や内容を広く公開している）	○
不適合の数				2
評価対象項目数				14

適合性はないが、補助金を交付する合理的な理由

法規性	-
3 E	2-6 実行委員会は県や開催地自治体、各福祉団体からの補助により運営されており、自主財源を持たないため。 2-8 効果検証のうえ継続の有無を判断。
公益性	-
公平性	-

評価／担当課	適切
今後の具体的な改善方針	今後も継続する
審査／行財政改革課	適切
意見	-